

わたらせライフサービス

居住支援サポート説明会（桐生地区）

次 第

司会：事務局

1. 開会
2. 宮地理事長 ご挨拶
3. 配布資料確認
4. パワーポイントを使っての資料説明（新井理事）
5. 質疑応答
6. 閉会

会議（研修会）等 記録表

居住支援法人 わたらせライフサービス

専用電話 070-4124-0590

会議 ・ 研修

記載者 猪狩 正平

日時	令和 3年 8月 12日 (木曜日) 14:00～ 14時 00分 から 15時 30分 (1,5時間)
出席者	桐生市福祉課 泉、加島・住宅課 松島、社会福祉協議会 清水 女性支援グループいぶき 皆川 ケアマネジャー 佐藤 不動産業者 (株)アンカー川口 訪問介護事業者 内田 横倉 (桐生地元夕刊紙記者) 宮地・坪井・新井・松井・各理事・ 専任 猪狩正平 計 14 人
目的 (内容)	居住支援法人の認可を受けて、国土交通省の支援事業として活動を始めるにあたり、広く事業内容を説明し、皆様の協力・サポートをお願いする桐生地区での説明会。
発言内容・進行	* 桐生地区は主に行政の担当者を中心にお声がけをし、桐生市役所・桐生社会福祉協議会からの参加をお願いした。 * まずは、宮地理事長よりの挨拶の後、わたらせライフサービスの外郭・経歴・事業内容の説明を行い、居住支援事業への協力をお願いした。そうした説明の中で単身の高齢者・保証人身元引受人の問題 (特に高齢者) があると出席の担当者から話があり、苦慮しているとの事でした。 * なお、死後の処理をしてくれる生前契約の話も出た。 * 国土交通省からの【民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度】を資料としての説明にも多くの時間をさいた。 * 女性支援 (DV問題) も被害が広がり、長寿で高齢者問題も増加傾向。痴呆も加わり、更に問題を複雑にしている。
座長:	これからの幅広い協力を参加者をお願いした。
結果	* 不動産事業者からも単身高齢者の問題は複雑で、亡くなられた後に相続問題が起こり、相続人から遺留品で訴えられた事も聞く。大家さんは事故物件を極力嫌がる。 * これらの多くの問題を抱えており、行政・民間の枠にとらわれず、個々の力を合わせて対応に努めていきたい。
特記事項メモ	当日は地元紙桐生タイムスの記者が最後まで取材を続け、記事を約束、後日改めて記事の内容確認を受けた。 8月28日に記事として掲載された。(別紙資料を添付)
次回会議予定	令和 3年 8月 31日 (火曜日) 時 分 会議場所: 未定

居住支援活動開始説明会

居住支援法人
NPO わたらせライフサービス
居住支援担当

N P O わたらせライフサービスとは

誰もが幸せに暮らせる地域づくりを目的に活動しています。

(設立・平成6年(1994年)4月)

事業内容は

- ・福祉有償運送（福祉タクシー）
- ・ファミリー・サポートセンター 育児・介護
- ・ひとり親家庭子育て支援事業
- ・介護保険関係事業
 居宅介護・訪問介護・グループホーム仲町の家
- ・桐生厚生総合病院入口介護

居住支援法人とは

住宅セーフティネット法に基づき都道府県が指定する法人。
正式名称は「住宅確保要配慮者居住支援法人」という

群馬県内に五法人が指定されている

- ・ 株式会社居住支援機構
- ・ N P O じゃんけんぽん
- ・ 社会福祉法人協同福祉会
- ・ リケアズハウス株式会社
- ・ N P O わたらせライフサービス

居住支援とは

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける。
(適切な住まいと、必要な生活支援サービスの受けられる地域環境の整備が必要。)

- ・ この「適切な住まい・必要な生活支援サービス」は個々の事情により異なる。

このために地域の様々な資源でそれぞれの人生に寄り添った対応が必要。

この体制構築の実践をいう。

住宅確保要配慮者とは

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等住宅の確保に特に配慮する人。（孤立・孤独）

住宅の確保とは

- 住居の確保は生活の基盤であるだけでなく、人権を維持する上で必須の条件。

ご相談ください

今日配布させていただきましたチラシをご覧ください

ネットワーク

公共団体（桐生市・太田市

社会福祉協議会

不動産業、建築業、運送業、警備会社

行政書士、司法書士、民生委員等々

桐生市ボランティア協議会

わたらせライフサービス・よろずや余之助

以上で終わりになります

ありがとうございました

今後ともご協力をよろしくお願いいたします

